

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「県費教職員の市費移管に伴う進捗状況の報告について」

資料1 県費負担教職員に係る給与負担及び定数決定等の事務・権限の
移譲について

資料2 移譲後の勤務条件及び給与費の見込みについて

資料3 教職員定数等の決定権限の移譲について

資料4 県費負担教職員に係る給与負担及び定数決定等の事務・権限の
移譲準備スケジュール

**平成28年11月17日
教育委員会事務局**

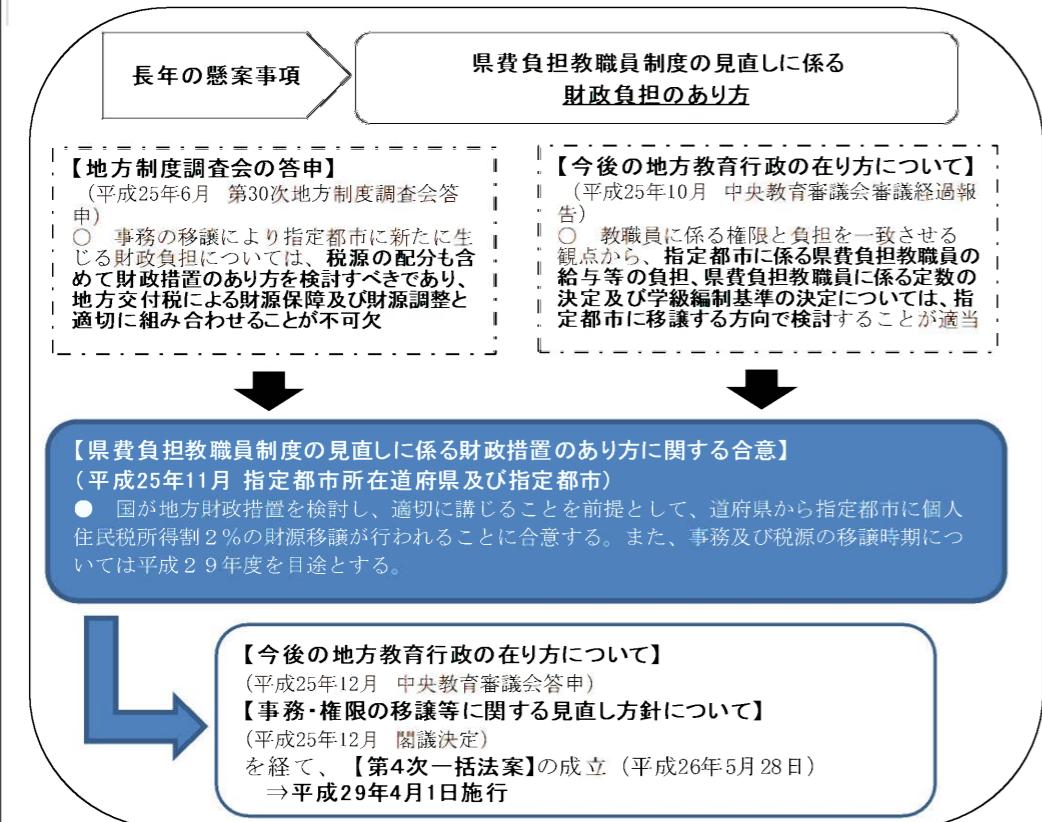
県費負担教職員に係る給与負担及び定数決定等の事務・権限の移譲について

資料1

的確な人事労務管理に向けた取組について(人事給与システム等の改修)

県費教職員制度の現状と移譲の効果

● 県費負担教職員の指定都市への権限移譲の経過



● 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置

平成28年度 国の施策及び予算に関する提案 (通称「白本」)

「県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること」

(平成26年度及び27年度も同旨の提案を提出)

● 県費負担教職員制度の現状と移譲の効果

【給与等の負担】
○ 義務教育諸学校に勤務する教職員の給与費は、都道府県が全額負担する。
○ 国が都道府県の実支出額の3分の1を負担する。

【学級編制基準の決定権】
【定数決定権】
○ 義務教育諸学校の学級編制基準及び県費負担教職員数の決定は都道府県の権限となっている。

【任命権】
○ 指定都市の県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事項は、当該指定都市教育委員会が行う。

【給与等の負担】
【学級編制基準の決定権】**【定数決定権】**
= 県 ⇒ 政令市に移譲

【任命権】
= 政令市

県費負担教職員の政令市への権限移譲により、人事権者と給与負担者が異なる、いわゆる「ねじれ」状態が解消され、円滑な人事施策が行いやすくなる。

給与負担権限と併せ、学級編制基準の決定及び教職員定数の決定権限が移譲されることにより、財源との兼ね合いがあるものの政令市自らが加配定数の数や内容を判断できることになる等、より一層、学校の実情に即した教職員配置が可能となる。

移管される県費負担教職員について、的確・適切な人事労務管理を行うとともに、効率的・効果的な事務執行体制を構築する必要があるため、市の人事給与システム・職員情報システム等による管理に移行する。

(1) 移管の規模

移管前

事務職・技術職	9,314
消防職	1,439
大学教育職	30
技能・業務職	2,046
高校教育職	370
計	13,199

移管後

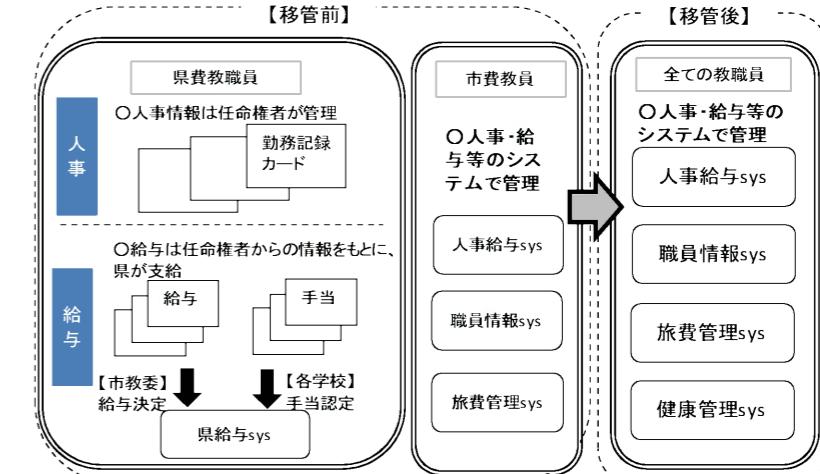
事務職・技術職	9,314
消防職	1,439
大学教育職	30
技能・業務職	2,046
高校教育職	370
計	13,199

教育職	5,316
学校事務・栄養職	259
計	5,575

(※ 27.4.1現在(川崎市人事行政の運営等の状況))

(2) 導入イメージ

- 改修経費…1億9565万円
- システムの導入に合わせ、小学校・中学校・特別支援学校に計画配置パソコンを増設予定(950台程度)



(3) 取組状況

平成29年4月からの適切な給与支給及び学校現場への円滑なシステム導入のため、取組みを進めている。

- ① 市で県費教職員の人事を管理している紙データ及び県から引き継がれる給与支給データの人事給与システムへの確実な移行
- ② システム導入に伴う、学校における事務執行体制のための業務フローの整理
- ③ 円滑な移行に向けた学校教職員への周知(制度説明会・システム操作研修・マニュアル作成)

給与・勤務条件制度の整備について

「職員の勤務条件は条例で定める」とから、道府県及び指定都市で地方公務員法の原則(職務給、情勢適応等)により、それぞれ勤務条件を決定している。

また、教員については、特例法(教育公務員特例法、教職給与特別法等)の定めにより、それぞれ条例等を整備している。

神奈川県

・給与条例
・勤務時間条例
・退職手当条例 等
【神奈川県職員及び県費負担教職員に適用】

差異有

川崎市
・給与条例
・勤務時間条例
・退職手当条例 等
【川崎市職員に適用】

「県費負担教職員の勤務条件は県条例で定める」とされている。(地方教育行政法第42条)

第4次一括法により、県費負担教職員の特例から指定都市が除外されることから、地方公務員法の原則により指定都市が条例で定めこととなる。

教職員定数等の決定権限の移譲について

制度変更の前後で学校現場に大きな混乱が生じないよう、県の協力を得ながら移譲時の学級編制基準及び教職員定数算定基準の検討を進めている。

また、指定都市で初めての業務となる教職員定数算定事務及び義務教育費国庫負担金事務についても、県の協力を得ながら準備を進めている。

<国> 学級編制や教職員配置の標準を策定

義務教育費国庫負担金

<都道府県> 国の標準をもとに、学級編制基準等を策定

給与

任命

退職

<国> 学級編制や教職員配置の標準を策定

義務教育費国庫負担金

<指定都市> 国の標準をもとに、学級編制基準等を策定

給与

任命

退職

市の教職員 (小・中・特支)

任命

退職

市の教職員 (小・中・特支)

任命

退職

指定都市の教職員 (小・中・特支)

任命

退職

移譲後の勤務条件及び給与費の見込みについて

1 制度整備の方針

◆勤務条件については、地方公務員法に基づき、各地方公共団体において、職務給の原則、均衡の原則、情勢適応の原則などに基づいて条例で定めるとされていることから、移管後の勤務条件は本市の制度に統合することを基本としておりますが、本市の義務教育諸学校における教職員の職務や勤務態様の特殊性などを踏まえ、県制度の導入や経過措置の設定など、県費移管に伴い学校現場に混乱のないよう調整します。

2 主な制度の変更点

主な変更予定は次のとおりとなっています（下記内容は給与改定等により一部変更する可能性があります。） 平成28年9月1日現在

給与等		移管前（県）	移管後（市）	備考
給料支給日	毎月16日	毎月21日		
昇給基準日	1月1日	4月1日	切替時1号昇給	
給料表	教育職給料表 学校栄養職給料表 学校事務職給料表	（仮）義務教育諸学校教育職給料表 医療職給料表（2） 行政職給料表（1）	県給料表を2%程度減額	
地域手当	地域手当11.5%	地域手当16%		
給料の調整額	特別支援学校の教員に支給 職務の級に応じて月額9,300円～13,200円	特殊勤務手当（1日につき600円）を支給	調整額は廃止	
住居手当	（借家）限度額 28,500円	（借家）一律 16,500円	H29 経過措置あり	
扶養手当	配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族のうち1人目 7,800円 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目 12,500円 上記以外 7,000円 特定扶養加算 7,000円	配偶者 15,300円 配偶者以外の扶養親族のうち1人目 6,800円 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目 11,800円 上記以外 6,800円 特定扶養加算 5,000円		
教職加算額	7,500円（特例加算あり）	9,200円		
管理職手当	小・中・特別支援学校 校長 75,600円 小・中・特別支援学校 教頭 61,500円	小・中 校長 79,900円 特別支援学校 校長 88,800円 小・中 教頭 61,500円 特別支援学校 教頭 70,200円		
期末・勤勉手当	年間支給率（条例）：4.20月	年間支給率（条例）：4.20月	H29 職務段階別の経過措置あり	
退職手当	支給率（上限）：49.59月	支給率（上限）：49.59月	給料表引下げに伴う現給保障あり	
勤務時間、休暇等		移管前（県）	移管後（市）	備考
年次休暇付与日	1月1日	4月1日		
年次休暇	年20日（時間単位取得の制限なし） 半日休暇の制度なし	年20日（時間単位取得は5日分まで） 半日休暇の制度あり		
子の看護休暇	中学校3年生までの子の看護、年5日	小学校3年生までの子の看護、年7日		
職員の育児休暇	1日2回：1回60分以内	1日2回：1回45分以内		

給与水準について

〔移管に伴う給料について〕

① 移管に伴い給料と地域手当の配分変更等のため給料表を減額（2%程度）していますが、他の主な手当（住居手当、扶養手当、管理職手当、期末勤勉手当、教職調整額、教職加算額、給料の調整額）を含め、移管に伴い全体としての給与水準が年間で均衡するよう調整を図っております。

② 個々の手当の受給状況によっては手当額が減少する方がいるため、上記（給与水準の年間での均衡）とは別に、住居手当（H29：限度額22,500円）、期末勤勉手当（H29：職務段階別加算率を調整）、退職手当（移管時の退職手当額を保障）について、経過措置を設けています。

3 給与費と財源の見込み

●県費教職員の市費移管に伴う平成29年度の給与費等の見込みは次のとおりです。

※H24 給与費 約520億円		
国庫負担金 約120億円	個人住民税所得割（税源移譲） 約370億円	交付税措置等 約30億円

※移管合意時の見込額

H24とH29の差について

差の主な要因として、以下のものが考えられます。

- ① 児童・生徒数の増加に伴う教職員数の増員
児童生徒 H24→H28で2,898人の増加
教職員 H24→H28で196人の増加
- ② 給与改定等
期末勤勉手当の支給月数増（H24：3.95月→H28：4.2月）
県給料表の増額改定（H26：+0.42%）など
- ③ 移管に伴う住居手当、期末勤勉手当等の経過措置

H29 給与費 約555億円		
国庫負担金 約125億円	個人住民税所得割（税源移譲） 約400億円	交付税措置等 約30億円

●上記の給与費と財源の見込額について

- ・H29給与費はH28年6月時点の県費負担教職員定数を元に算出しています。
- ・H29の財源はH27年度末時点での見込みです。

・給与費には給料、諸手当、退職手当、共済費、報酬、費用弁償を含みます。

●国庫負担金について

- ・国庫負担金は、公立の小中特別支援学校に要する経費のうち実支給額の1/3（限度額あり）となります。
- ・国庫負担金は、県費負担教職員の給料、諸手当が対象となります。

教職員定数等の決定権限の移譲について

資料3

1 「義務標準法」の改正について

※ 義務標準法…公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第4次一括法による「義務標準法」の改正で「学級編制」及び「教職員定数」の決定権限が指定都市に移譲され、平成29年4月以降は、「義務標準法」に基づくものを「標準」として、指定都市の教育委員会が定めることが可能となる。それに伴い「報告及び指導又は助言」についても、本市が直接、国との対応を行うこととなる。

参考：【法改正後：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律】

(学級編制)

第四条 略

2 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

(都道府県小中学校等教職員定数等の標準)

第六条 各都道府県ごと～中略～**指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」という。)**は、それぞれ、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数ごとに、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

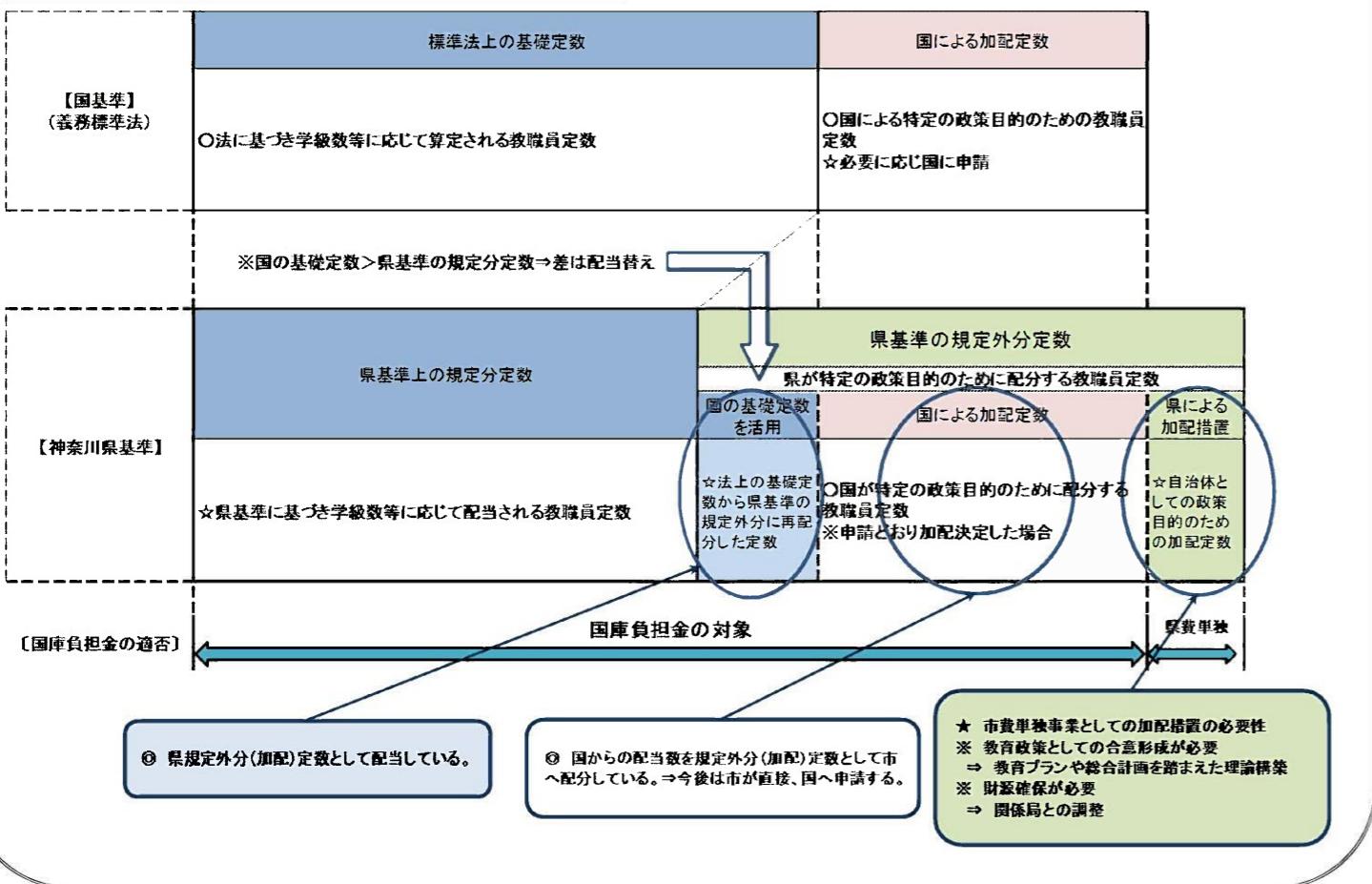
(都道府県特別支援学校教職員定数等の標準)

第十条 各都道府県ごと～中略～**指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「指定都市特別支援学校教職員定数」という。)**は、それぞれ、次条、第十一條第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(報告及び指導又は助言)

第十九条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県又は指定都市に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ総務大臣に通知して、指導又は助言をすることができる。

2 「国基準(標準)」と「神奈川県基準」について



3 本市の「基準」作成に向けた方向性について

☆ 指定都市が「学級編制基準」及び「教職員定数算定基準」を定め、適切、確実に業務を行っていく必要がある。

Step1: 権限移譲時について

「県基準」を踏襲しつつ、本市の考え方を取り入れる

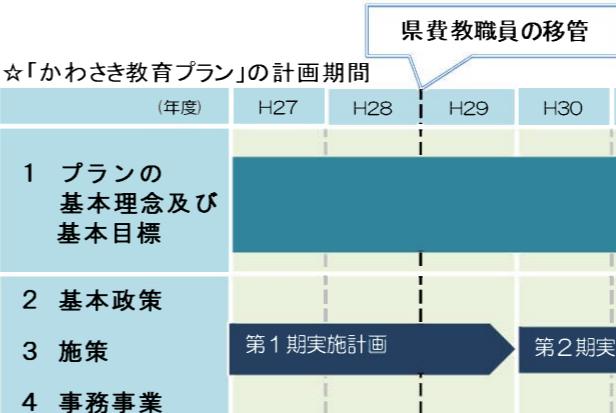
① 教職員定数等の権限移譲に際しては、文部科学省から「指定都市が、現に各道府県が定めている配当基準と異なる基準を定めることも想定されますが、制度改正の前後で学校現場に大きな混乱が生じないよう留意する必要がある。」との見解が示されており、本市においても、神奈川県が県域の学校や地域の実情を考慮し設定した基準に基づき、市立の小学校、中学校及び特別支援学校に教職員を配置し学校運営を実践している現状があるため、文科省の留意事項を踏まえ、**権限移譲時においては、現行の「県基準」を踏襲しつつ、「かわさき教育プラン」等を考慮した本市の教職員定数基準を作成する必要がある。**

② 当該業務は、本市が初めて行うものであり、密接に関連する国庫負担金業務等を含め適切・確実な業務執行とともに、早期に**業務基盤を整える**必要がある。

Step2: 本市「基準」作成以降について

適宜、必要に応じ、改定作業を行い充実を図る

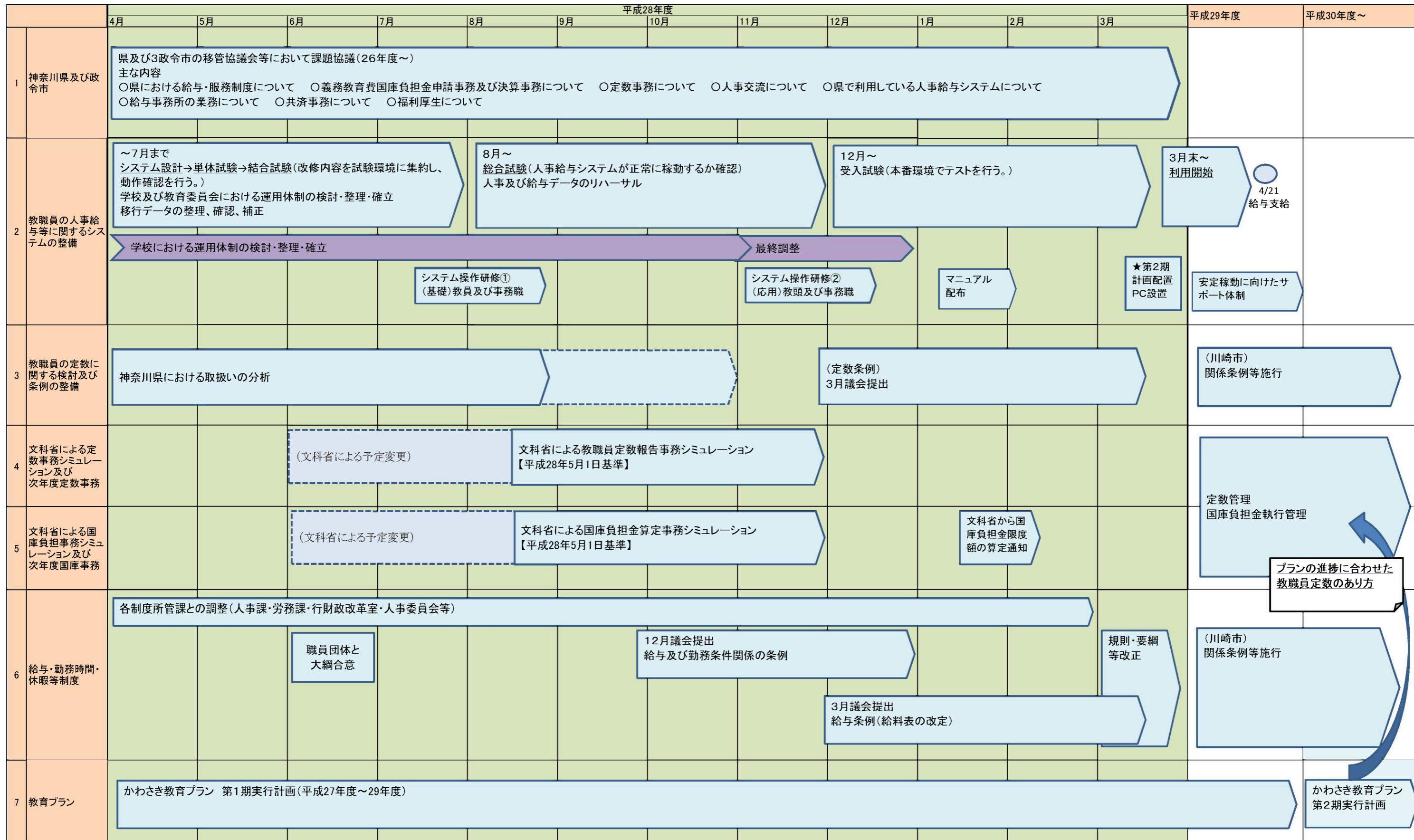
☆ 基準改定に向けて、社会経済の動向や学校教育に対する多種多様なニーズの的確な把握に努め、「かわさき教育プラン」に基づく取組の推進や学校現場での課題解決に資する、時宜にかなった、効果的な教職員配置となるよう事業スキーム等を含めた総合的な検討を行い、移譲された権限を活用し、本市学校教育の一層の充実が図られるよう継続的に整理・調整していく必要がある。



権限移譲を契機として、より一層の学校の実情に即した教職員配置を目指し、引き続き取組を進めていく。

県費負担教職員に係る給与負担及び定数決定等の事務・権限の移譲準備スケジュール

資料4



引き続き、円滑な移譲に向けた準備を進めるとともに、事務・権限の移譲を契機とした本市の学校教育の充実を図っていく。